



[第2回]

# 韓国法の特徴 家族法を中心として

## 崔 達坤

高麗大学校名誉教授 / 韓日法学会会長

text by Choi Dalgon

## 1. 禁婚範囲における特徴

### (1) 沿革

韓国人の間における禁婚範囲は、非常に幅広くなっているのがその特徴である。今まで、韓国社会においては、同姓同本者( 姓と本については第1回参照 )を自分の父系血縁者であるとみなし、これらにおいて親等の遠近を問わず、婚姻を禁止してきた。これが同姓同本不婚制度である。この制度は、中国の宗法制( 儒教の法的表現 )から由来しており、朝鮮王朝( 1392 ~ 1910 )の儒教立国によって本格的に実施され、日本による植民地時代を経験し、現在に至っている。

韓国民法( 以下、民法 )第809条第1項は、「同姓同本者である血族の間においては婚姻することができない」と規定し、これに違反した場合の措置として、「当事者の間において直系血族、8親等以内の傍系血族およびその配偶者である親族関係があり、またはあったとき」には無効であるとし、その他の婚姻は取消されるとしている( 同法第815条、第816

条 )。同姓同本の婚姻禁止の論拠として、醇風美俗、倫理的理由および優生子的理由等が挙げられてきたが、人口の激増、道義または美俗内容の変化、両性不平等、または人間尊厳の侵害等を理由として、その廃止が強く主張されている。しかし、これに反対する制度の維持論も強く、家族法は思い通りに改正されず、何回かにわたって制定された時限立法によって同姓同本の事実婚当事者と、その間で生まれた子ども達を救済してきたのである。

具体的に、1978年、1988年および1995年において制定された「婚姻に関する特例法」の内容を見ると、同姓同本の事実上の夫婦であっても、8親等以内でなければ、1年以内に限り、婚姻届を提出することができることとされた。すなわち、この特例法は賛成派と反対派との妥協の産物であって、理論的には変則的立法であると批判されている。

民法第809条第1項が全面的にその効力を喪失するようになったのは、1997年7月16日の憲法裁判所全員裁判部の「憲法不合致」決定があったからである。

同決定は、「同姓同本の禁婚制度は人間の尊厳と幸福追求権を保障する憲法理念に反すると同時に、また禁婚の範囲を男系血族に限定し、性別による差別は平等の原則に反する」、「現行の民法規定が改正されるまで法院( 日本の裁判所にあたる )および行政機関はこの法律の適用を中止する」、「立法府が1998年末までこの条項を改正しない場合には、1999年1月1日からその効力を喪失する」という内容をその中核としている。

その後、韓国は立法府の事情により、1998年末までに家族法の改正ができず、大法院( 日本の最高裁判所にあたる )は憲法裁判所の決定に基づき大法院例規を制定して同姓同本の禁婚に違反した婚姻申告書を受理している。

### (2) 現行法上の禁婚範囲

憲法裁判所による上記の決定は、民法第809条第1項の同姓同本の禁婚だけをその対象としている。したがって、同条第2項の姻戚の間における不婚の一般規定をはじめ、無効婚と取消婚とを対

象として規定している第815条と第816条はその効力が持続されていると言える。このような理由で、現行法上の禁婚範囲に包含されるものとして、「男系血族の配偶者、夫の血族およびその他の8親等以内の姻戚、または姻戚であった者の間」を挙げている。これらの規定は、第809条第1項を立法的に削除するとき整理されるべき対象であることは言うまでもない。

姻戚の間における禁婚が具体的にどのように定められるべきであるかは、現行法上の規定を詳細に解釈して解決しなければならないことであるが、これらの規定が施行されている限り、韓国社会の禁婚範囲は非常に広いと言える。また、同姓同本不婚の規定が失効されたとしても、韓国人の男系血縁意識はまだ強く、同姓同本者の間における結合を排斥しようとするのが実情であるため、実際の禁婚範囲はさらに広がるだろう。

## 2. 産業化に伴う離婚の激増と離婚法

韓国では、昔から儒教原理の立場から男子専権離婚法が施行されてきた。すなわち、すべての女性には、夫に対し絶対的服従が強要されており、その結果、離婚は夫による追い出し離婚だけが認められてきた。したがって、過去の韓国社会においては、女性が婚姻することは「選択の余地もない終生職場」を獲得することと思われ、妻による離婚請求等は想像のできないことであった。

1960年の民法典の制定と3回におよぶ家族法の改正は、従来の男子専権離婚制度を根本的に廃止し、家族法上さまざまな点で女性の地位向上を実現させた。しかし、このような女性の地位を

向上させようとする努力にもかかわらず、現行民法典の婚姻法規定の中では、依然として男子本位、または大家族制度的な規定が放置されており、これは韓国離婚法の主な特色を表している。例えば、裁判離婚の原因として、民法第840条第3号は「配偶者またはその直系尊属から不当な待遇を受けたとき」であるとし、同条第4号では「自己の直系尊属が配偶者から不当な待遇を受けたとき」であると規定している。また、夫婦の婚姻生活関係においては第三者を参加させるなど、この規定は、特に前近代的大家族制度の遺物であると批判されている。

韓国の離婚法改正の歴史は、諸外国法と同様に、その大きな流れは家庭の束縛、男性の専行からの女性の逸脱であると言える。このような逸脱は、女性の家庭生活上の独立性の保障と家庭内における経済的地位向上があってからできることである。上記の改正は、このような目的を達成するためであった。改正の主な内容は次の通りである。

第一に、家庭生活における女性の独立性の保障を目的としているものである。すなわち、協議離婚意思の確認制度(第836条)、協議による婚姻生活場所の決定(第826条第2項)、離婚後の子女養育に関する父母双方の協議

制度の導入(第837条第1項、第2項)、面接交渉権の新設(第837条の2)、親権の父母共同行使制度(第909条)等がこれに属する。

第二に、家庭生活における経済的地位を直接的に向上させるための規定である。すなわち、家庭内の帰属不明財産に対する夫婦共有推定(第830条第2項)、男女子相続分の均等化(第1009条第1項)、寄与分制度の新設(第1008条の2)、特別縁故者制度の新設(第1057条の2)、財産分割請求権制度の新設(第839条の2)等がそれに属する。

上記のような改正を通じ、韓国女性の家庭生活における地位はいっそう向上し、男性に対する従属的地位も、法律上ほぼなくなったと言える。女性の地位向上を図ったこれらの改正規定は、1970年半ばから始まった韓国社会の産業化をその根拠とし、今日の産業化の進展につれて離婚が激増している。アジアの諸国の中で最も離婚比率の低かった韓国が最近においては世界第3位を記録するほどの離婚国であると言われるまでに大きく変化している。このような離婚の頻発は、韓国社会に新たな問題を提起している。

次号に続く



1933年生まれ。高麗大学校法科大学卒、法学博士。高麗大学校法学大学教授、法科大学長。同大学名誉教授。早稲田大学客員教授。韓日法学会会長。衿山法文化研究所所長。